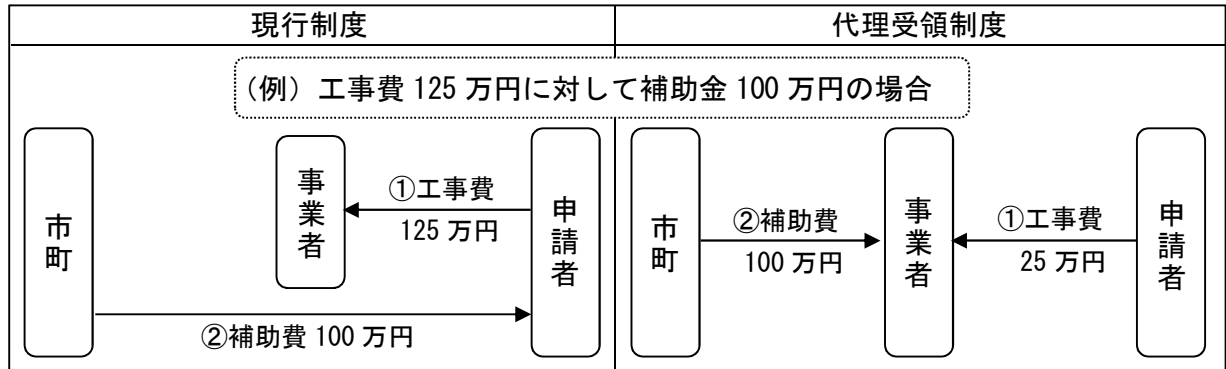


## ○代理受領制度とは

代理受領制度は、申請者（建物所有者）との契約により事業者（耐震改修工事等を実施した者）が、申請者からの委任を受け、補助金の請求及び受領を代理で行うことができる制度です。この制度を利用することにより、申請者は工事費等と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初の費用負担が軽減されます。



## ○宝塚市において代理受領制度を使える補助メニュー

宝塚市住宅耐震化促進事業において代理受領制度を活用できる補助メニューは以下の4つです。

- ①住宅耐震改修工事費補助
- ②簡易耐震改修工事費補助
- ③屋根軽量化工事費補助
- ④シェルター型工事費補助

## ○代理受領制度を活用する場合の注意点

- ・代理受領制度を活用するには、申請者（建物所有者等）と事業者（耐震改修工事等を実施した者）との合意が必要です。制度の利用を希望される申請者は、契約する予定の事業者の方とよく話し合ってください。

## ○代理受領制度を活用する場合の提出書類

交付申請書提出時に下記の書類をご提出ください。

- ・「代理受領事前届出書」

記入方法等については、記入例をご参照ください。

上記書類を市で確認後、申請者の意思確認のため、「代理受領事前届出書」を受理したことを申請者あてに通知しますので通知書の内容をご確認ください。

実績報告書提出時に下記の書類をご提出ください。

- ①「代理受領に係る補助事業内訳説明書」
- ②「申請者の印鑑登録証明書」
- ③「代理受領に係る委任状」
- ④「補助金請求書」

上記の①内訳説明書については、申請者の実印（印鑑登録証明書と同じ印）を押印してください。①内訳説明書が市に提出された際に、市の担当者より申請者に対し事実確認のため電話連絡する場合があります。その他の記入方法等については、記入例をご参照ください。

代理受領をとりやめる場合は、下記①の書類を実績報告書提出前までにご提出ください。

事前届出の内容を変更する場合は、下記②の書類を早急にご提出ください。

- ①「代理受領事前届出取下届」
- ②「代理受領に係る変更届」